

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年五月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年五月一日

埼玉県秩父県土整備事務所長 田 島 清 志

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百九十九号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	秩父市市田村字新シ五七三番一地从先から同 市田村字新シ六二〇番地先まで	区 間
一一・三二〇一六・〇八	九・三七〇一〇・二九	敷地の幅員 (メートル)
	一六〇・一九	延長 (メートル)
		備 考